

平成31年（ネ）第307号 九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求控訴事件

控訴人 甲ほか67名

被控訴人 国

検証申出書

2019年9月25日

福岡高等裁判所第1民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士	服	部	弘	昭
同 弁護士	李	博		盛
同 弁護士	後	藤	富	和
同 弁護士	中	原	昌	孝
同 弁護士	安	元	隆	治
同 弁護士	川	上	武	志
同 弁護士	祖	父	江	弘
同 弁護士	金		敏	寛
同 弁護士	池		上	遊
同 弁護士	服	部	貴	明
同 弁護士	柴	田	裕	之
同 弁護士	白			充
同 弁護士	石	井	衆	介
同 弁護士	清	田	美	喜
同 弁護士	松	本	知	佳
同 弁護士	朴		憲	浩
同 弁護士	鄭		文	哲
同 弁護士	阪	本	志	雄
同 弁護士	白		石	覚

頭書事件について、控訴人らは、控訴人らの主張事実を立証するため、下記のとおり検証を申し出る。

記

第1 検証によって明らかにしようとする事項（要証事実の推認に役立つ事項）

- 1 九州朝鮮中高級学校高級部（北九州市八幡西区折尾3丁目5番1号、以下、「九州朝鮮高校」という。）内教室における授業方法、内容、教科書や副教材の内容、使用方法等が、高等学校の課程に類する課程であること
- 2 九州朝鮮高校において民族教育が行われていること
- 3 九州朝鮮高校の生徒の日常の生活状況が、日本の社会通念における、いわゆる高校生の生活であること
- 4 九州朝鮮高校の運営が主体的に行われていること
- 5 九州朝鮮高校の施設の使用状況、財務管理状況

第2 上記事項によって証すべき事実（要証事実）

- 1 被控訴人の不指定処分により控訴人らの受ける教育が侵害されていること
- 2 九州朝鮮高校が主体性・独自性を持って運営されていること
- 3 九州朝鮮高校が高等学校の課程に類する課程を置くものであること

第3 検証の場所

九州朝鮮高校各教室、廊下、校庭、体育館、職員室等

第4 検証の必要性

- 1 原審は、公安調査庁による調査結果等から、「九州朝鮮高校につき、就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当が行われていることや、学校運営が法令

に従った適正なものであることについて、十分な確証を得ることができず、本件規程 13 条に適合するものと認めるに至らないとした文部科学大臣の判断をもって、不合理なものということとはできず、その判断について、文部科学大臣に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用した違法があると認めることはできない」とした。

本件規程 13 条適合性との関係において、被控訴人が指摘するのは、九州朝鮮高校が朝鮮総聯や朝鮮共和国から教育基本法 16 条が規定する「不当な支配」を受けしており、「法令に基づく適正な運営」が行われていないという点である。

原判決を受けて、控訴人らは控訴審において、九州朝鮮高校が「不当な支配」を受けていないことを積極的に主張立証することにより、ひいては、本件規程 13 条に適合することを立証するものである。

被控訴人が主張する「不当な支配」とは何なのか、原審が想定した「不当な支配」とは何なのか、原判決からは明らかではないが、九州朝鮮高校に「不当な支配」が存在するか否かを判断するためには、九州朝鮮高校に実際に赴き検証を実施する必要があり、検証を実施することこそ、本件不指定処分が文科大臣の裁量の範囲内か否かを判断するために必至である。

2 控訴人らは、被控訴人の不法行為により、九州朝鮮高校に通う生徒たちの中等教育及び民族教育の授業料に関して、経済的援助を受ける権利を侵害されたと主張している。また、このような取扱いは、不合理な差別であり平等権侵害であると主張している。

被控訴人が就学支援金を支給しないと決定したことにより、経済的負担に耐えられない家庭の者、親の経済的負担を察して九州朝鮮高校への入学を控える者等が存在する。

被控訴人が、朝鮮高校以外の学校に就学支援金を支給していることと比較して、経済的負担を背負いながら九州朝鮮高校の生徒たちが受けている教育や課

外活動等を検証することは、被控訴人から生徒たちが侵害されている利益そのものを、裁判官が直接「見て、聞いて、肌で感じる」ことに他ならない。

学校そのものを法廷に持ち込むことは不可能であり、写真・動画等によってその断片のみを証拠化する方法では、九州朝鮮高校の教育課程及び総体としての民族教育を立証することは困難である。

- 3 本件の背景には、京都でのヘイトスピーチを代表例とする日本社会にはびこる在日朝鮮・韓国人及び在日コミュニティに対する偏見があると控訴人らは主張している。そして、そのような偏見は、現実に見たり、聞いたりしたことがないこと、行ったことがないことによって生じるものである。

控訴人らは、裁判官を含む日本人に間違いなく存在する「知らないことを原因とする偏見」を、現実の朝鮮高校に足を踏み入れて、「見て、聞いて、肌で感じる」ことで実感し、文部科学省内にも存在した偏見が、本件不指定処分にあたっていかなる影響を及ぼしたのかを立証するためには、訴訟関係者全員が現地に赴いて、五感の作用によって証拠を感知する検証手続によるほかないと考える。

- 4 原審は、「本件規程13条に適合するとは認めるに至らないとした文部科学大臣の判断（本件理由②）に裁量権の逸脱・濫用が認められないのであれば、仮に本件省令改正が違法であったとしても、原告らに対して就学支援金の支給はされないこととなるのであるから・・・」（原審判決71頁（4））、「就学支援金の授業料に係る債権の弁済への確実な充当が行われることや、学校運営が法令に従った適正なものであることについて、十分な確証を得ることができず、本件規程13条に適合するものと認めるに至らないとした文部科学大臣の判断をもって、不合理なものということとはできず・・・」（原審判決80頁20行目から24行目）と述べ、公安調査庁は国家機関であり一定の信を置くことは不合理とはいえず、支援室への九州朝鮮高校からの回答は必ずしも客観的な裏付けを

伴うものではなく、直ちに数々の疑問を払拭できるものでもないなどとして文科大臣の判断を不合理ではないとしている。

しかし、誰のどのような報告や報道にどれくらいの信を置くのか、裏付けをどの部分にどの程度求めるのか、疑問はあくまで疑問であって裏付けがあるものではなく、当該疑問は払拭しなければならないのかという点について、日本人自身が意識していない差別意識や偏見が影響していると思われる。

- 5 控訴人代理人らは、何年にもわたって朝鮮学校関係者と接触し、何度も朝鮮学校に足を運んでいる。日本の学校と何ら遜色がないこと、相互の信頼関係や協力し合うことについては日本の学校よりも結びつきが強いことを感じている。いわゆる高等学校として考えると、朝鮮高校よりもさまざまな面で劣る日本の高校は少なくはないように思われる。他方で、テレビ等により朝鮮共和国や朝鮮総聯に関するメディアの報道にも接しており、その中での否定的な論調を浴び続けており、これと朝鮮高校を切り離して考えなければならないことは分かっているにもかかわらず、完全にできない者がいる。

そのような心理的な作用が、文部科学省内にも日本の裁判所にも裁判官にも、ないとは言い切れない。実際に現地へ赴き、「見て、聞いて、肌で感じる」ことは、本件訴訟の本質を明らかにするうえで、何よりも重要である。

- 6 本件は、本件不指定処分が文部科学大臣の裁量の範囲内であるか否か、そのための判断枠組みをどう考えるか、矛盾する二つの不指定処分にかかる理由の関係など、机上の論理で判決を書くことが可能な事件だと思われるかもしれない。

しかし、本当にそれでよいのか、適合しないではなく、適合すると認めるに至らないと文部科学省が表現した背景に何があるのか、「すっきりしないけど支給しよう」ではなく、「すっきりしないから支給しないことにしよう」という判断の分かれ目は何なのか、この点に踏み込まずに表面的な判決で本件を片付け

てはならない。

就学支援金について、日本学校で不正受給事案が発生している。どこの国にルーツを持つか、民族教育をどの程度行っているか、日本学校か外国人学校か、朝鮮総聯とどの程度関係があるかは関係ない。

同じ日本社会に住む人間である。不正が行われることもあれば、そうならないこともある。人間は弱いからである。所詮は金の問題であり、事後的な解決も可能である。

「認めるに至らない」などという表現で、朝鮮高校に就学支援金を支給しないという行為が差別でないというのであれば何なのか、その差別により差別された側には、所詮は金の問題では片づけられない精神的ダメージと社会からの偏見を受け続けるのである。

7 裁判所において、現実の生徒が学んでいる九州朝鮮高校について、自らの五感の作用によって体感しないまま判決をすることはあり得ない。そのため、控訴人らは上記事項を明らかにするため、本申出に及んだ次第である。

なお、検証実施に当たっては、九州朝鮮高校は職員、生徒等全校をあげて全面協力をする意向である。

以上